

## じぶん銀行 toto ご利用規約

### 第1条 適用範囲

当行が提供する第2条に定めるじぶん銀行 toto（以下「本サービス」という）については、本規約により取扱います。お客さまには、本サービスご利用にあたり、本規約の条項すべてに同意いただくものとします。

### 第2条 じぶん銀行 toto サービス内容

1. 本サービスは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）が販売するスポーツ振興投票券（以下「toto チケット」という）の販売に関して当行が提供する以下のサービスをいいます。
  - (1) toto チケットの購入受付
  - (2) toto チケット購入代金の決済
  - (3) 払戻金等の振込
  - (4) 購入履歴等の情報照会
  - (5) その他、本サービスに付随して当行が提供するサービス
2. 本サービスご利用にあたっては、第3条に定める当行所定の利用登録が必要です。

### 第3条 利用登録

1. お客さまは、本サービスのご利用にあたり本規約および当行が別途定める「BIG 予約購入利用規約」に同意のうえ、当行所定の方法により利用登録を行うものとします。
2. 利用登録いただけるお客さまは、以下すべてを満たしているお客さまに限ります。
  - (1) 当行に円普通預金口座をお持ちの満 19 歳以上の個人のお客さま
  - (2) 「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」第 10 条に定める toto チケットの購入、譲受け等の禁止対象者に該当しないこと
  - (3) センターが定める「toto 約款」（以下「toto 約款」という）第 4 条に定める toto チケットの購入、譲受け等の禁止対象者に該当しないこと
3. 当行は、「じぶん銀行取引規約」に定めるインターネットバンキングサービス利用時の本人確認手続きが完了していることをもって、利用登録がお客さまご本人によってなされたものとみなします。
4. 利用登録時にお届けいただいたお客さま情報（以下、「利用登録情報」という）は、センター（その委託先を含む）へ通知します。また、当行に開設されているお客

さまご本人名義の円普通預金口座（以下「お客さま口座」という）に属するお客さま情報が変更および削除等により更新される都度、利用登録情報を更新し、更新内容をセンター（その委託先を含む）へ通知します。お客さまは通知することについて予め承諾するものとします。

#### 第4条 投票方法

お客さまが、toto チケットの結果を予想し、本サービスを利用して予想結果の入力（以下「投票」という）を行う場合は、「toto 約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で行うものとします。

#### 第5条 投票内容の確認

お客さまが本サービスを利用して行った投票内容の確認は、「toto 約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で行うものとします。

#### 第6条 toto チケット購入手続き

1. お客さまが本サービスを利用して toto チケットを購入する場合は、「toto 約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で購入手続きを行うものとします。また、購入する toto チケットにかかる対象試合等の情報の確認については、「toto 約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で行うものとします。
2. toto チケットの購入金額および購入口数の上限については、「toto 約款」第 8 条に定めるとおりとします。
3. 本サービスにおける toto チケットの購入手続きにおいては、当行所定の本人確認を行います。当行は、当該本人確認手続きが完了していることをもって、購入手続きがお客さま本人によってなされたものとみなします。
4. 本条における購入手続き完了後は、第 9 条に定める購入処理前であっても、理由の如何を問わず、当該投票内容および購入内容について変更および取消しをすることはできません。
5. toto チケットの購入手続きは、当該購入手続きにかかる情報をセンターが受信し、有効な購入手続きとして受付けた時点で完了するものとし、当行は、購入手続きが完了した場合、お客さまが toto チケットにかかる対象試合等の情報および投票内容について、確認を行ったうえで購入したものとみなします。

**第7条 販売期間**

1. お客さまは、センターが指定する期間中、前条に定める方法にて、toto チケットの購入手続きを行うことができるものとします。なお、メンテナンス等のため、当行が本サービスにかかるシステム（以下「当行システム」という）を停止する時間帯を除きます。
2. 当行システムの障害が発生した場合やメンテナンスの必要がある場合等やむをえない場合には、当行はお客さまに予告することなく当行システムを停止できるものとし、予告の有無を問わず、当行システムの停止に起因して発生した損害について一切責任を負いません。

**第8条 手数料**

本サービスの手数は当行が別途定めるものとします。

**第9条 購入処理**

1. 当行は、お客さまが本サービスを通して購入する toto チケットの購入代金を、お客さま口座より引落とすことにより toto チケットの購入代金の決済を行うものとします。
2. お客さま口座の残高が toto チケットの購入代金に満たない場合等、何らかの事情でお客さま口座から引落としができない場合、当行は、当該 toto チケットの購入処理を行いません。
3. 前項のほか、当行システムの不具合その他の事由により、購入処理が完了とならなかった場合、購入手続きにかかる toto チケットは販売されなかったものとして、取扱う場合があります。この場合、当行は、当行所定の方法にてお客さまに通知します。また、当該 toto チケットにかかるお客さまの購入代金を当行が定める期間内にお客さま口座に返還します。

**第10条 toto チケットの取扱い**

1. 当行は、お客さまが本サービスを利用して購入した toto チケットの購入内容を電子データとして保管するものとし、当行インターネットバンキング画面上に当行の定める期間、表示するものとします。
2. 当行は、お客さまが本サービスを利用して購入した toto チケットについては、「toto 約款」の規定にかかわらず、本券、控券等の書面その他有形の媒体の引渡

しはいたしません。また、toto チケットの購入代金について領収書等の発行はいたしません。

3. 本サービスを利用して購入された toto チケットの所有権は、購入手続き完了と同時にセンターからお客さまに移転します。
4. お客さまは、本サービスを利用して購入した toto チケットについて、所有権、払戻金等に関する請求権、その他一切の権利を第三者に譲渡することはできません。

#### 第11条 結果等の表示

1. 当行は、toto チケットにかかる結果の情報その他センターから提供された情報を当行インターネットバンキング画面上に掲載します。当行およびセンターは、当該情報に基づいてお客さまが行動したことにより被ったいかなる損害についても一切の責任を負いません。
2. お客さまは、購入した toto チケットに関する情報について、センターが公表する最新の公式情報を確認するものとします。

#### 第12条 払戻金の受取

1. お客さまが本サービスを利用して購入した toto チケットの予想内容が「toto 約款」に定める各等の結果内容のいずれかに該当した場合、「toto 約款」の定めに関わらず、当行はセンターの指示に基づきお客さま口座に当該払戻金を入金します。
2. 払戻金は、原則として、センターの定める払戻開始日から 3 営業日後（営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日をいう）に入金します。ただし、払戻開始日および払戻期限は予定日であり、対象とする試合の結果確定の都合等、センターにより変更される場合があります。
3. お客さま口座において取引が制限されている等の理由により、払戻金の入金ができない場合には、お客さまは、本条第 1 項および第 2 項の定めに従い当該払戻金を受取ることができません。この場合、当行は、センターに入金不能の旨を通知するものとします。また、払戻金は、別途センターが定める方法で受取ることができるものとします。
4. お客さまは、払戻期限までに請求しない場合、関係法令（関係政省令その他 toto チケットに関係する法令をあわせて「関係法令」という）で定める時効により払戻金を受取ることができなくなります。

### 第13条 返還金の受取

1. お客さまが、本サービスを通じて購入した toto チケットが「toto 約款」第 10 条の規定により発売されなかったとみなされ、その購入金額を返還金として受取ることができる場合、「toto 約款」の定めに関わらず、当行はセンターの指示に基づきお客さま口座に当該返還金を入金します。
2. お客さま口座において取引が制限されている等の理由により、返還金の入金ができない場合には、お客さまは、前項の定めに従い当該返還金を受取ることができません。この場合、当行は、センターに入金不能の旨を通知するものとします。この場合においては、別途センターが定める方法で返還金を受取ることができるものとします。
3. お客さまは、当行が別途告知する返還期限までに請求しない場合、関係法令で定める時効により返還金を受取ることができなくなります。

### 第14条 サービス利用解除

1. お客さまが本サービスの利用解除をする場合には、当行所定の方法により申し出を行うものとします。
2. 当行は、お客さまが本規約、「toto 約款」および toto チケットについてセンターが定める全ての約款、規定等、または関係法令の定め違反していることが判明した場合、何らの催告または事前の通知なく、ただちに本サービスの全部または一部の利用を終了させ、その旨をセンターに通知することができるものとします。

### 第15条 本サービスの内容変更および終了

当行はお客さまに事前に通知し、またはやむをえない場合には事前に通知することなく、本サービスの内容の変更、取扱いを一時的に停止または終了することができるものとします。

### 第16条 個人情報

1. 本サービスの利用に関して当行が保有するお客さまの個人情報の取扱いについては、「toto 約款」の規定にかかわらず、本規約が適用されます。
2. 当行は、当行が保有するお客さまの個人情報について、当行が別途定める「個人情報取扱方針」に従い取扱います。
3. お客さまは、当行が本サービスを提供するために必要な範囲で、当行が保有する

お客様の個人情報をセンターまたはその委託先に提供することを予め承諾するものとします。

#### 第17条 免責事項

1. 第9条、第12条、第13条に関して当行は、入金および返金手続き以外の一切の責任を負わないものとします。
2. 次の各号の事由により当行の提供する本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
  - (1) お客様による手続きにおいて、誤入力等、当行の責に帰すべきでない事由があったとき。
  - (2) 本規約各条項に定めた当行の取扱いにより生じた損害。
  - (3) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
  - (4) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
  - (5) 通信機器・回線及びコンピュータ等の障害並びに電話の不通等の通信手段の障害等、裁判所等公的機関の措置等又は天災・火災・騒乱等の不可抗力
  - (6) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線の通信経路において盗聴等がなされたことにより取引情報が漏洩し又は改ざんされた場合
  - (7) 当行以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき。
3. 本サービスに関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害について一切責任を負いません。

#### 第18条 規約の準用

1. 本サービスの利用に関して本規約に定めのない事項については、以下の定めが適用されます。
  - (1) 「toto 約款」および toto チケットについてセンターが定める全ての約款、規定等
  - (2) スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号、その後の改正を含みます。）
  - (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号、その後の改正を含みます。）

- (4) 関係政省令その他 toto チケットに関する法令
2. 前項に定める法令・約款・規約およびこの規約に定めのない事項については、じぶん銀行取引規約等当行が別途定める他の規約の定めを準用します。
  3. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り「toto 約款」で定める内容およびじぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。
  4. お客さまは、本規約、「toto 約款」等および関係法令を確認し、これに同意のうえ、本サービスを利用するものとします。なお、お客さまが本サービスを利用した場合、お客さまは、本規約に定める規約等に同意したものとみなします。

#### 第19条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行ウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上